

借 用 証 書

借用金額	¥	(借用金額の内訳は下欄のとおり。)
融資番号	- 11 -	- 11 -
使 途	造林 ¥	森林整備活性化 ¥
利 率	年 %	無利子
償 還 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
元金の償還及び 利息の支払方法 並びに時期	償還方法 元利均等 年賦償還 年賦金 ¥ 年賦金の払込期日 毎年 月 日 据 置 期 限 平成 年 月 日 年賦金の第1回払込期日 平成 年 月 日 据置期間中の利息の払込期日 毎年 月 日	元金は、平成 年 月 日 まで据置き、平成 年 月 日 を初回として以後毎年 月 日及 び 月 日に毎回金 円あ て(ただし、最終回は金 円) 償還する。
元利金支払場所	農林漁業金融公庫 本店又は	近畿 支店
貸付受入金 払出期限	平成 年 月 日	

上記のとおり正に借用し金員を受領しました。については上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

平成 年 月 日

農林漁業金融公庫総裁殿

住所 _____

債務者 名称 又は氏名 _____

代表者 _____

特 約 条 項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は、この借入金をこの証書に記載された用途のみに使用する。

(借入金額の限度)

第2条 乙が借り入れることができる金額は、貸付対象事業費からこの借入金により行われる事業につき国の補助金等(国の補助金及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第2条第1項第1号及び第2号に該当する国から貸し付けられる無利子貸付金をいう。以下同じ。)又は国の補助金等を財源の全部又は一部として交付される都道府県の補助金(都道府県営事業にあっては、国の補助金等を財源の全部又は一部として支出される都道府県の経費をいう。)が交付される場合にはその額を差し引いた額(以下「負担事業費」という。)に相当する額を限度とする。ただし、森林整備活性化資金については負担事業費の に相当する額を限度とする。

(報 告)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合には、農林漁業金融公庫(以下「甲」という。)の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- 一 事業計画を変更した場合及び事業を完成した場合
- 二 この借入金により行われる事業の全部又は一部につき国の補助金等又は都道府県の補助金(国の補助金等を財源としない都道府県の補助金を含む。以下同じ。)が交付されることになった場合(乙がこの借入金を地方公共団体が営む事業の分担金等の納入に充てるための資金として借り入れた場合にあっては、当該事業につき国の補助金等又は都道府県の補助金又は経費が交付又は支出されたことに基づき、分担金等の全部又は一部が乙に対し直接又は間接に還付されることになった場合をいう。)
- 三 この借入金により、改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)を他に譲渡若しくは転用しようとする場合又は公用収用されることになった場合
- 四 この借入金により植栽された立木を伐採(間伐等育林を目的として行う伐採を除く。以下同じ。)し、又は他の者に譲渡しようとする場合
- 五 乙の住所、氏名、商号若しくは名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は乙、連帯保証人若しくは物上保証人に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- 六 乙又は連帯保証人の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- 七 その他甲が指示する場合

(繰上償還)

第4条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、債権の全部又は一部につき繰上償還の請求をした場合には、期限の利益を失い、償還期限にかかわらず、その債務を弁済する。

- 一 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
 - 二 乙が第1条の規定に違反したとき。
 - 三 乙がこの借入金(第5条第1項の規定により貸付受入金として保留された借入金を含む。)の全部につき払出しを受けた後3か月以上にわたり使用しないとき。
 - 四 乙が第5条第1項に規定する貸付受入金について、この証書に記載された貸付受入金払出期限までに払出しを受けていないとき。
 - 五 事業計画の変更その他の事由による貸付対象事業費の減少のため、この借入金の額が第2条に定める限度を超えたとき。
 - 六 この借入金により行われる事業につき、第3条第二号の事情を生じたとき。
 - 七 この借入金により植栽された立木が伐採されたとき又は他の者に譲渡されたとき。
 - 八 乙につき仮差押え、差押え(第5条第1項に規定する貸付受入金の仮差押え、差押えを除く。)の申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - 九 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - 十 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - 十一 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - 十二 乙がこの契約に際し、又は契約後、債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申出若しくは報告をし、又は報告すべき事項の報告をしなかったとき。
 - 十三 この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡若しくは転用されたとき又は公用収用されたとき。
 - 十四 その他、甲の債権保全のため、やむを得ないと認められるとき。
- 2 乙は、期限前にこの借入金の全部又は一部を弁済するときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

(資金の規制)

第5条 乙は、甲がこの借入金の使用を規制するため必要と認める場合において、貸付金の全部又は一部を甲の貸付受入金として保留することを承認する。

- 2 乙は、前項により保留された借入金については、甲の定めるところにより、払出しを請求する。
- 3 第1項の規定により保留された貸付受入金の額に相当する乙の借入金については、当該貸付受入金の払出しを受けるまで、無利息とする。
- 4 乙は、自己の貸付受入金債権に対し、第三者から仮差押え若しくは差押えの申請又は租税公課に係る差押え若しくは保全差押えを受けたときは、同時にこの借入金債務につき期限の利益を失い、当該貸付受入金債権と甲の乙に対する貸付金債権とにつき、対当額において相殺されても異議を申し立てない。
- 5 乙は、前条の規定により繰上償還の請求を受けたときは、自己の貸付受入金債権と甲の乙に対する貸付金債権とにつき、対当額において相殺されても異議を申し立てない。

(経理上の措置)

第6条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(貸付条件の変更)

第7条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、この借入金により行われる事業(資金使途が災害復旧であるものを除く。)

の全部又は一部が借入後、国の補助金等又は国の補助金等を財源の全部若しくは一部とする都道府県の補助金が交付される事業になったときは、当該補助金等の交付決定のあった日から、この借入金の利率がこの証書に記載された利率から年 \square %に引き上げられることを承認する。

(立木の伐採等に伴う利率の引上げ及び利息不足額の支払い)

第7条の2 乙、連帯保証人及び物上保証人は、第4条第七号に該当するものとして乙が甲から繰上償還の請求を受けたときは、立木の伐採又は譲渡を行った日(以下「伐採日」という。)から利差計算期間(伐採日から償還期限までの期間とし、その期間が5年を超える場合は、5年とする。)をさかのぼった日を始期とし、伐採日を終期とする期間中、この借入金の利率がこの証書に記載された利率(年 \square %)から林業基盤整備資金(造林)の非補助事業の計画森林以外の森林について適用される利率(年 \square %)に引き上げられることを承認する。なお、立木の伐採を行った日は、立木の伐採を完了した日とし、また、立木の譲渡を行った日は、譲渡の契約を行った日とする。

2 乙は、前項の利率の引上げが行われたときは、その利率の引上げに伴う利息の不足額を、前項の繰上償還の請求における繰上償還の期限までに甲に支払う。ただし、被災森林の整理、公の目的のための事業又は災害・医療・相続等に起因する不慮の支出に充てるための財源調達のためにやむを得ず立木の伐採又は譲渡を行った場合は、乙は、甲に対して当該不足額の支払いの免除を請求することができる。

(調査)

第8条 乙及び物上保証人は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第9条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務の弁済に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

第10条 削除

(遅延損害金)

第11条 乙は、この証書に記載された弁済期日又は第4条の規定により繰上償還を請求された場合における甲の指定期日までに弁済しないときは、その期日の翌日から弁済の日までの日数に応じ、弁済すべき元利金(弁済すべき金額の全部又は一部が第5条第1項に規定する貸付受入金から弁済される場合においては、その金額を除く。)につき年14.5%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

(違約金)

第12条 乙は、第1条の規定に違反した場合において甲から請求を受けたときは、この契約を締結した日から甲が定める日までの日数に応じ、この証書に記載された用途以外に使用された金額に対し年 \square %から約定利率を控除した率を乗じて得た額を、約定利息及び遅延損害金の他に、違約金として甲に支払う。

2 乙が第3条第一号に該当した場合において、乙の借入金の額が第2条に定める限度を超えたことにつき故意又は重大な過失により虚偽の報告をし、又は報告をしないことにより、甲から請求を受けたときは、第2条に定める限度を超えた金額に対し、前項の規定を準用する。

3 乙は、この借入金により行われる事業が第3条第二号に該当した場合において、故意又は重大な過失により虚偽の報告をし、又は報告をしないことにより甲から請求を受けたときは、乙が国の補助金等又は都道府県の補助金の交付を受けた日又は分担金等の還付を受けた日から、交付又は還付を受けた金額に対し、第1項の規定を準用する。

4 乙の借入金残額が前3項において違約金の計算の基礎として定められた金額より少ないときも、違約金の計算は、前3項の規定による。

5 違約金計算の基礎とする日数は、この借入金の全部又は一部が貸付受入金として保留された場合にあつては、当該貸付受入金の最後の払出日から計算し、乙が第4条第二号、第五号又は第六号(第3条第二号の事情を生じたとき)の規定により繰上償還を請求された場合にあつては、本条第1項にいう「甲が定める日までの日数」は、甲が繰上償還の期限として定めた日(乙が繰上償還の請求を受ける前に繰り上げて弁済した場合にあつては、その弁済の日)までの日数とする。

(担保の提供)

第13条 乙又は物上保証人は、この借入金債務の担保として、甲の指定した資産の上に別に締結する抵当権設定契約により抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

2 乙は、この借入金により改良、造成、復旧又は取得する末尾記載の資産が登記の対象となり得る状態になったときは、遅滞なく当該資産の上に第1順位の抵当権を設定し、甲と協力して登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

(ネガティブ・クローズ)

第14条 乙は、甲の指定した末尾記載の資産については、あらかじめ甲の承認を得ずにこれを他に譲渡し、賃貸し、又は担保に供する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙は、甲から請求を受けた場合には、前項の規定により指定された資産の上に抵当権を設定し、甲と協力して遅滞なく登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出する。

(担保の保全)

第15条 乙又は物上保証人は、甲の承認を得ずに担保として提供した自己の資産を他に譲渡し、賃貸し、担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は物上保証人は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告する。

(担保又は保証人の追加)

第16条 乙は、物上保証人につき第4条第八号、第九号若しくは第十号に定める事由が発生し、第13条若しくは前条第1項の規定に対する違反が生じ、又は前条第2項に定める事情が発生した場合、その他甲が債権保全上必要と認めた場合において、甲から担保又は連帯保証人の追加の請求を受けたときは遅滞なくこれに応ずる。

2 前項の規定は、連帯保証人につき第4条第八号、第九号又は第十号に定める事由が発生したとき、その他保証能力の不足が生じたと認められるときに準用する。

(損害保険)

第17条 乙又は物上保証人は、担保として甲に提供した資産であつて損害保険の対象となり得るものに対し、甲が免除した場合を除くほか、損害保険を付し、これを継続する。

- 2 乙又は物上保証人は、前項の規定に基づく保険金請求権を甲に質入する。
- 3 乙又は物上保証人は、第1項に定める損害保険契約以外に同一資産につきさらに付保する場合には、あらかじめ甲に協議し、その指示に従う。
- 4 乙又は物上保証人は、第1項の規定により損害保険を付した資産につき保険事故が発生した場合には、保険者に提出すべき書類の作成及び損害填補額の協定につき、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、損害填補額につき保険者と協定が成立しない場合には、甲が乙又は物上保証人に代わって協定を締結しても異議を申し立てない。
- 5 乙又は物上保証人は、第1項の規定により損害保険を付した資産につき保険事故が発生した場合には、償還期限にかかわらず、保険金が乙の借入金債務の弁済に充当されることを承認する。
- 6 乙は、甲から請求を受けたときは、第14条に定める指定資産についても損害保険を付するものとする。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(保証連帯)

第18条 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、かつ、連帯保証人相互の間に連帯して履行の責を負う。

(法定代位者の変動)

第19条 乙、連帯保証人又は物上保証人は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 連帯保証人又は物上保証人は、利率、払込期日、据置期間、償還期限又は貸付受入金払出期限の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第20条 連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(合意管轄)

第21条 乙、連帯保証人、物上保証人及び甲は、この契約に関する訴訟につき東京都又は 市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(公正証書の作成)

第22条 乙、連帯保証人及び物上保証人は、甲から請求を受けた場合には、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続をする。

第23条、第24条 削除

(費用負担)

第25条 乙は、本借入金に関する一切の費用を負担するものとする。

2 甲が乙又は物上保証人に代わって登記を行い、若しくは損害保険料を支払い、又は公正証書の作成を委嘱し、その他債権保全のための費用を立替え支払った場合には、乙は、甲の承認を受けた場合を除き、立替日数に応じ、立替金に相当する金額につき年14.5%の割合による利息を甲に支払うものとする。

第13条第2項の資産の表示